

東京都帰宅困難者対策実施計画の概要

1 一斉帰宅の抑制

企業に対する取組

- 企業における計画等の整備促進
 - ・従業員の施設内待機を事業所防災計画等に定めるよう指導<東京消防庁>
- 中小企業に対する支援
 - ・中小企業の事業継続計画策定を支援<産業労働局>
- 都市開発諸制度を適用する新築の建築物を対象に防災備蓄倉庫及び非常用発電室の整備を促進<都市整備局>

普及啓発

- 帰宅困難者の受け入れのため、10%余分に備蓄するよう広報活動を実施

都営地下鉄における利用者保護

- 利用者を一時的に駅構内で保護するために必要な物資を備蓄<交通局>

学校等の児童・生徒の安全確保

- 学校向けマニュアルの改訂等<教育庁・生活文化局>

2 安否確認と情報提供のための体制整備

- 関係機関の情報を一元的に集約したポータルサイトの整備<総務局>
- 防災ツITTERの運用開始など、多様なツールを活用した情報発信体制の整備<総務局>
- 災害時に情報発信を行う「帰宅困難者対策部門」を設置<総務局>
- 都営地下鉄の全区間において、平成25年3月までに、列車内でメールやインターネットの利用が可能<交通局>

3 帰宅支援

- バス・船舶による代替輸送の体制整備<総務局・建設局・港湾局・交通局>

4 一時滞在施設の確保

一時滞在施設受け入れの需要人数(試算)

- 受け入れの最低需要人数 92万人〔東京ドーム約33個分〕
- ※都は率先して都立施設等を活用し、7万人分を確保

民間施設の確保に向けた支援策

- 備蓄品の購入への支援
 - ・国と連携し、民間の一時滞在施設への備蓄品を補助<総務局>
- 税制面での支援
 - ・防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免<主税局>
 - ・施設の確保に協力した民間事業者の法人税の軽減を国に要請<総務局>
- 施設の整備に対する支援
 - ・都市開発諸制度を活用し、新規の建築物を対象に、一時滞在施設の整備を誘導<都市整備局>
- 運営及び行政との連絡体制の整備に対する支援
 - ・円滑な施設開設を支援するため、アドバイザーを派遣<総務局>
 - ・帰宅困難者にボランティアとして協力してもらうためのノウハウを施設管理者に提供<生活文化局>
 - ・「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国に要請<総務局>
 - ・民間の一時滞在施設に緊急用連絡手段を確保することを支援<総務局>

5 その他

- 事業者が取り組む事項を説明したハンドブックを作成し、普及啓発を実施<総務局>
- 駅前滞留者対策など地域の取組を推進<総務局>